



監 第 52 号
令和5年6月21日

寒河江市長 佐藤洋樹 殿
寒河江市議会議長 柏倉信一 殿

寒河江市監査委員 大沼 勇
寒河江市監査委員 後藤 健一郎

隨時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の種類 隨時監査

2 監査対象 総務課

3 監査着眼点

(1)現金預金等が適正に管理されているか。

(2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。

(3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。

(4)チェック体制が適正に機能しているか。

(5)文書等が適正に処理・保管されているか。

(6)団体の運営状況は適正か。 (諸規程の整備、総会等の運営、事務体制)

4 監査実施月日 令和5年6月13日

5 監査実施場所 監査委員事務局

6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)

7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 62 号
令和5年7月26日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐 藤 志 津 男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

隨時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 隨時監査
- 2 監査対象 学校教育課
- 3 監査着眼点
 - (1)現金預金等が適正に管理されているか。
 - (2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。
 - (3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。
 - (4)チェック体制が適正に機能しているか。
 - (5)文書等が適正に処理・保管されているか。
 - (6)団体の運営状況は適正か。 (諸規程の整備、総会等の運営、事務体制)
- 4 監査実施月日 令和5年7月5日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)
- 7 監査の結果 良好と認められた。